

内閣委員会

議録 第十四号

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎平君 理事堺内 一雄君

理事宮澤 鳥勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 権作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公韶君

大森 玉木君 倉成 正君

島村 一郎君 辻 寛一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

緒方 幸男君 山中 吾郎君

受田 新吉君 安井 謙君

文部大臣 荒木萬壽夫君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員 文部事務官

(大臣官房長) 蔡田 正君

(文部事務官) 蔡田 正君

(文部事務官) 蔡田 正君

(文部事務官) 蔡田 正君

委員外の出席者 文部事務官

(社会教育局長) 蔡田 正君

(大臣官房長) 蔡田 正君

委員外の出席者 文部事務官

(社会教育局長) 蔡田 正君

委員外の出席者 文部事務官

委員外の出席者 文部事務官

委員外の出席者 文部事務官

三月七日
委員柳田秀一君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として栗林三郎君及び西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員栗林三郎君及び西尾末廣君辞任につき、その補欠として山中吾郎君に選任された。

及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。
本日の会議に付した案件
自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○中島委員長 これより会議を開きます。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の申し出がありますので、これを許します。山中吾郎君。

が一ヶ月とすることも、とそれが従事問題と存じます。既得権として持つておきましたものは極力尊重していかなければならぬということは、お話を通りだと思います。ただ、御承知の通りに、今度ばらばらになつておりました恩給制度その他の共済制度を一本化いたしまして、國に準じた扱いで、全般からいえば、非常に総合性を見せるような共済制度の改善を心がけておるわけでございまして、そういう意味から、あるいは個人のある部門について負担が若干ふえるというような場合もあるうかと存じます。しかし、従来持つておる既得権はできるだけ尊重していくといふことも、今お詣しの将来につきましては、当然これは給付もふえますし、積み立てた金の用途につきましても、でき得る限り最小限度に大蔵省その他の干渉はとどめまして、この用途については、地方の行政目的に沿うよくなもの及びその組合員の福祉の施設に充てる、こういう方向で資金の運営も考えておるわけでござります。

支上の赤字を生ずるというようなことがあります。これは当然交付税の交付の対象になるわけでございますから、そういうことで財源的な措置は可能であるいろいろふうに私ども考えておるわけあります。

○石山委員 年金制度を討議するのには、本委員会の任務ではないのでござりますけれども、私ども、定員等に關して、この問題はやはり考えるを得ないのですが、私たち、地方自治団体の持ち出し分に対してもめんどうの見方は、在來のものの考え方だからでは非常に凹凸があると思う。私はけでは非常に凹凸があると思う。私はかつての委員会において、たくさん是要らぬけれども、仙台市、新潟市、秋田市に対して具体策があるか、それを今出しなさいといふうに申し上げましたけれども、二、三日でその具体策がそんなに簡単に生まれるものでもないだらうし、調査もできない、これはわかるわけなんです。それほどいき取つ組むとでこぼこがあつて、持ち出しひのめんどうを見るにしても、非常に繁雑な条件がそこに出てくるだらうと思います。

それと同時に、もう一つは、民間の大企業が、今保険その他社外に積み立てようとしているわけです。これに対するはほとんど税金をとらないといふめんどうの見方をやろうとしている場合、民間だけが優位な退職年金制度がなっていいのですから、途中で改正するといつても、官の機構といふもの

悪いのだろうし、官房長の人心の收が悪いのだろう、皆さんが皆悪いことになる。制度はよろしいけれども、り方が悪いということになりますら、一つ十分御考慮願いたい。

もう一つは、そういう意味では、待感にこたえるという点で、持ち出分に対しても、民間に対して大蔵省考えていた部分を十分に参照して、して劣勢に終わるというふうにしな建前で行政をやっていくということ御答弁いただきたいと思います。

○安井国務大臣 今お話しの通りにいわば地方公務員にとりまして画期的な制度改革でございます。その具体な改正につきましては、御心配のよなことも十分配慮しなければならぬ私ども考えております。ただ、体系しまして、これは国家公務員と同じような経路へ置くといふ上から、今おしのよくな面も出てくるのであらうと思いますが、これにつきましては、承知の退職金あるいは給付も年金も額されるわけでございます。

もう一つ、大事なことは、積み立て金の運用をどうするかという問題、これには、できるだけ組合員の福祉を充実させる、それからさらに、そのは方団体の行政目的に沿うようにこれ運営をしていく、この方針は今度の法律では立てておるわけでございます。さらには、今御指摘のような市あるいは団体等につきましても、十分顧慮いしまして、今後交付税を配付しますつきの計算等は十分考えまして、これはずれ来年度になりまして、七月、月ころの交付税の交付にならうと思ますが、それまでには十分検討いたし

○中島委員長 これにて質疑は終りました。
○中島委員長 これにて質疑は終りました。
○中島委員長 起立總員。よつて、本案は可決いたしました。
○中島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。
○中島委員長 引き続き文部省設置法の一部を改正する法律案に対する法律案に対する質疑を行なうと、文部省の著作権課においては、数年前から世界の各國の資料、条約關係その他の資料を準備をして、そして著作権の改正は、そういう調査会を置かなくとも作成できる程度まで準備ができておると私は聞いておるのですが、その点はいかがですか。

内の問題点等は、着々準備を進めています。それから先ほど申しました著作権の改正にからみます隣接権の問題につきましても、ようやく昨年で問題がお出尽くした感がございます。しかし、事柄はかなり広範多岐にわたっておりまして、内容自体が相互に関連がござりますし、また、著作権の保護の事柄は、著作権者の権利の擁護と、利用者の立場と、それから一般公益の立場と、この三者を勘案して、妥当な線をきめるべきものであると考えますので、今回御提案いたしましたように、法律に基づく審議会において検討していくたぐい手続を経ることが適当であるうと考へまして、提案しておるような次第でござります。

ある、そのためには調査会を作る場合、さらにはほんとうに調査をしなければ結論が出ないという場合と、三つあると思ふのです。私は、そういう意味においては、最後の場合以外はあまり審議会、調査会は好ましいのですが、この場合、いずれにしても批判は別にして、今度の著作権制度審議会の目的は、準備は大体できてるのだ、しかし、いろいろと利害関係の対立もあるから、責任分散と言つてはいけないが、民主的に納得する線を持つていただきたいから、審議会を作るのだ、これが三たる目的である、どうですか。
○齋藤(正)政府委員 完全な全面改正をして法典を作ります場合のすべての準備が、われわれ事務当局で現在可能だというふうにおとりになりますれば、必ずしもそうでもない。かなり入り組んだ専門的なところがござりますから、学者等を入れまして、基本的な問題については一応討議をしてもらわなければ、われわれは簡単に結論を出しえない問題がございます。ただ、今回審議会を設けて御審議願いますのは、先生が前段におっしゃいましたように、問題が多いが、その解決を延ばすと言ふと語弊がありますが、そういうことでなくて、われわれとしては、積極的に著作権のいろいろな問題の解決を前進するということで、諸般の準備を進めながら、御審議をわざらわしいきたい、かようになります。

をされておることは、私も承知をしておるわけです。腹の底では局長も自信が相當あるはずだと思ふ。ほんとうを知つておるのじやないか。原案はおそらく局長の方から出してくるということは、もう明らかなんです。従つて、二年も三年もかかるはずはない。おそらく一年なら一年を目指にしてやるとか、そういうことは言えますか。

○齋藤(正)政府委員 これは審議会で御検討を願うことござりますけれども、われわれとしては、できるだけ審議会が能率的に行なえるように、すべての材料、問題点等は準備を進めて参り、また、現在も進めています。ただ、審議の過程におきまして、全問題を一括して全部そろえてなし得るか、あるいは重要事項について、あるいは問題の処理しやすいものから審議会がどんどん結論をお出しになるか、それにはむしろ著作権法の改正を進めるという方向で、どちらの方法がいいかを私どもは検討して参りたいと思います。

○山中(吾)委員 お聞きしておるのは、一応文部省は著作権制度審議会を設置するについては、調査の期間のめどは大体お持ちになつて提案をされるおるのじやないか。めどをお聞きしておるわけです。

○齋藤(正)政府委員 私どもは、この点を、先生のお尋ねのように、一年と区切つてお答えするのがいいかどうか、今ちゅうちょするのでござります。私たちは、少なくとも二年、三年重要な問題が引き続きたなさらしにならぬといふことがないようには、準備は進みたいと思っております。

それからもう一つは、やはり世の中にはつきりいたしましても、実際に相当の部分を立案いたしますためには、これは私どもだけではなく、立法技術の問題として時間がかかるということであろうかと思います。

それからもう一つは、やはり世の中にいろいろ審議会の結論が出たといふことがはつきりいたします期間があることが、こういう文化の基本的な問題につきましては、結論は同じであつても、そういう制度が将来安定して運営されるためには必要なことではないか。各國のいろいろの改正法典のやり方から見まして、そのように考えるわけであります。

○山中(西)委員 局長としては、一年めなどでやりますと、ということは言えないだろとうと思うのですが、少なくとも大臣その他が引き延ばしでやるのでではなくて、今までの経過からいへば、国際的な著作権水準からいへば、ほとんど常識でわかっているわけなんです。二年も三年もかけるような調査会なら、私はどうしても賛成できない。私は推進すべきだという立場で批判しているわけですから、その点は今までの過程からいうと、一年くらいで何とか結論を立てるよう努めてみたいということくらいは言えないのですか。これは荷が重ければ、あとで大臣に聞きたいと思いますが、言えますか。別に責任を問うわけじゃないのですが……。

か、いろいろな問題がござりますの
で、そこが非常に短期間に解決がつく
といふようなものでもないかもしれません。
従いまして、国内問題として
あるいは国際関係におきましても、争
を要するものから審議をして参りま
で、そうして急を要するものについては、
できるだけ早く結論を得るよういたしま
いたしたいと思っておるのでございま
す。しかし、著作権法は何しろ六十年
にわたります現行制度ござりますか
ら、いろいろの点でお長期にかかる部
分がある。しかし、長期にかかる部
分があるからといって、緊急を要する
もの、あるいは早く解決した方がいい
というもの、あるいは延ばさうといふこと
は、私どもはしないように心がけた
い、かように考えております。

それ主張してまとまらないといつもよ
なことのないよう配慮はいたしたい
と思います。お話をのように、著作権法
を担当いたしております者としては、著
作者者の保護ということが第一でござ
います。ただ、保護がどの限度である
かというようなことが問題でございま
すし、それが公共の利用という観点で
どの程度に折り合いをつけることが、
実際の運営から見ても、あるいは国際
著作権法のあれから見て、妥当である
かということは、十分学識経験者に
よって判断していただきたい。ただ利
害だけの議論がまわりついで、公正
な結論が出ないような仕組みにはした
くない、かように考えております。

その一々について大体どういう方法が
ということを聞くことはきょうはやめ
ます。しかし、設置する限りにおいて
は、当然一定の方向は持つていいわけ
はないかねと思うのですが、それは省略
します。

そこで、もっと緊急に私が思うのは、
は、著作者の保護期間です。死後三十年
年という現在の著作期間は短い、五十年
年にすべきだということが世論としてあること、ベルヌ条約体系の中にあります。
国からいつたら、三十年というのは日本とタイ国くらいしかないでしょう。
共産圏とか、そういう最初から著作者
についての保護の質が違うところは別途
としても、ベルヌ条約体系からいつたら、三十年という短い保護期間を持つてお
っているのは、二国か三国と聞いてお
る。そういう点からいっても、私は、
これだけは改正すべき中で緊急を要する性格のものだと思いますが、その点
はいかがですか。

には、先ほど申しました隣接権条約との関係におきまして、むしろ、世界の常識から見て、下げる必要のあるものも一、二あるわけでございます。そういうこともやはり審議会で検討していただいて、著作権法と隣接権との将来の世界の体制を見て振り分けていかなければならぬ問題も、私どもの頭の中にはあるわけでございまして、その点は、将来各国がどういう体制をとるかということを頭に入れながら、御審議を願いたい、かようと思つております。

もつといろいろ考え方があると思う。今局長は逆の傾向があるとかなんとかおっしゃつたが、共産圏は公共性を最初から考えて、著作者をちゃんと保護していると思う。その点は、嘗て的三十年を五十年にする、そして著作者を保護しながら、そのあとは今言ったような文化事業を使って――出版会社だけの利益になつて、他のものはみなマニアスになるというようなことは、ほとんど論議の余地はないぢやないですか。

○山中(香)委員 その点はその通りな
ので、永久に保護するということは個人
を保護するにすぎぬし、また短かけれ
ば、これは著作者を保護することによ
つて文化的なもの発展をはかると
いう著作権法本来の目的から言つても
おかしいので、それを国際水準による
とか——日本のよう子供とか未亡人
が生きている間に保護期間がなくなる
というのではいけない。寿命もすいぶ
ん延びておる。若い天才的な者が書物
を書いて、そうして夫人が非常に若い
うちはなくなるといふような日本の実
情からいつて、緊急な問題として期間
をどこに置くかということを論議して
いるので、永久に保護すべきだと、いふ
ような論議は少しもしていいないので
す。いずれにしても、三宅艶子さんで
すか、それから北原白秋さんの子供さ
んとか、ああいう人々はすぐ切れる
といふので心配をしておるわけなんで
す。今局長が言つたように、非常に複
雑なものだから、隣接権の問題も含ん
で全部結論が出ないと、法案としては
出せないと、ということになつてくると、
刻々として保護の期間がなくなつてい
くので、別途何か方法がないかと、今
そういうことを心配しているわけなん
です。その点、複雑な問題であるか
ら、一つの項目の結論が出ても、総合
的な結論が出来るまで足踏みをしてい
なければならぬというのでは、矛盾が
出てくるのではないか。そういう矛盾
をどうして解決するか。それはいろいろ
の点において考慮する余地もある
し、方法がないとは言えない。そり

うことも十分検討されることを私は要望しておきたいと思います。その辺、複雑な問題であるだけに、一つのもののために他の関係を犠牲にすることにならぬよう配慮すべきだと思ふ。その点、抽象的でけつこうですから、理解ある考え方ができるは、ここでお答えしておいていただきたい。

○齋藤(正)政府委員 いろいろな制度との関連が複雑であるから、一切がつさい全部結論が出なければ処置がとれないということでもないと私は思いますが。その問題は残しておいて、しかし、基本的な考え方、どういうふうに処理するかという方針を立てて、解決できるものから解決するという方法でも、審議の過程で十分あり得るわけでもありますから、私ども、事柄の重要性等を考えまして、いやしくも審議といふことで事柄の解決がいたずらに長引くといふようなことのないようになりますから、私は、事柄の重

○山中(秀)委員 今の問題、少しくどいようですが、審議会が発足することは、によって根本的に論議をされることは、けつこうですが、それと並行して、きょうあすにも保護期間がなくなつて、いく人があるといふ現実があるので、保護期間を延長するといふ救済方法なんかも考えるべきではないか。行政的にはできなくても、政治的にでも延長すれば、法案を作るときに十分検討であります。一日あるいは二、三日の間にもだれかが保護期間を喪失するといふ現実を見て、それを審議会において慎重に審議するといふことと、そういう救済的な立場といふものが調和がとれるよろなことは、やはり検討すべ

で、この点については、局長の審議会を設置を提案した立場からは、積極的にそれとも、一方に別な一つの必要性、緊急性があるということについては、局長の審議会の設置を国会に提案して説明する立場と同時に、その期間、この分だけは不利益を与えない方向に救済的な処置をとるというようなことにつけて、私は矛盾のないようないつある方にはあり得るのだ、こういうように思つて、私は局長は今まで明確には答弁はできな、と思うだけれども、私の方から要望しておきたい。そういう立場も私はあると思うので、大臣が来れば、今質問したことについての一応の要点をお聞きして、質問を終わりたいと思いますが、この点について何かお答えできれば一つしていただきたい。できなければできぬでけつこうです。

るる喪失した保護期間を復活するといふことは法的技術がむずかしいから、そこで何とかならないかということでお聞きを述べておるわけなんです。お答えできなければそれだけつこうです。私は緊急性を持った問題だと思って、そこで大臣が来られれば私は質問を終わつてもいいのですが、まだおいでにならぬので、一、二、三のことについてお聞きしたいのですが、隣接権といふものは、民法の改正とか、別な問題で処理することはできないのですか。著作権法へ入れなければならぬものですか。

○齋藤(正)政府委員 これは、これから検討することとござりますけれども、隣接権に関しては別個の法律を作ることになろうと思ひます。これは私の今の考え方だけござります。ただ先ほど申しましたように、日本の著作権法は、隣接権として定められるべきものが、現在部分的に著作権法としてござります。第一条等にもござりますので。そういうものは、やはり私ども事務当局が考えますのは、隣接権ということとの体系の中に仕訳をしていくべき性質のものだ。諸外国の関係もそうですございますし、条約もそうでございまして、これは、著作権として、他のたとえば小説でありますとか、そういうものと同じような角度でいろいろの規制をいたしましたことが、困難な問題でございます。その全容が、実は先ほど申しましたように、昨年の秋の会議ではつきりいたしましたし、その会議の模様から見まして、各國がどういう方向をとるであろうかということとも、私も出席いたしまして大体わかり

法のこの改正とからんで検討して参りたいと思います。

なお、先ほどの保護期間の消滅の問題でございますが、これは年単位で消えて参りますので、その点は御承知願いたいと思います。

○山中(吾)委員 満単位でなしにですか。そぞすると、三月なら三月から発足した著作権者は、三十年というのは、その次の年から数えられますか。

○齋藤(正)政府委員 著作権法第九条に起算点に関することがございまして、死亡した翌年から考えますので、著作権の消滅は、いつの時期になくなりましても、曆年の末に消滅する、こりいうことになるわけです。

○山中(吾)委員 そぞすると、本年消滅するはずのものは、十二月末までは必ず保護はある、こりいうことですね。

○齋藤(正)政府委員 はい。

○山中(吾)委員 それから、今局長が話された、隣接権は別の法案でやるという方針は、これも審議会において承認がなければならないと思うのですが、そういう方針が通ると仮定すると、隣接権に関する法律を著作権に関する法律と同時に提案しなくとも、著作権法を先に出す、ということは可能ですか。

○齋藤(正)政府委員 これは審議の過程によりますけれども、可能でござります。ただ、審議の当初におきまして、その考え方の基本、というものをどうするか、ということは、著作権法とのからみ合いで御審議願わなければなりませんけれども、これを成文にいたしまして、いつ国会に提出するか、ということ

●山中(吉)委員 大臣がお見えになつたので、結論的にお答えを願つておきたいと思うのですが、今局長と質疑応答したこととは、この設置法の一部改正で著作権制度審議会を設置するについて、現地の著作権法は非常に古く、時代錯誤的なものであるから、改正の必要を認めて審議会を設置するのだ。この点は了として、むしろ、すみやかにこれは結論を出してもらいたいというものが、私の結論であります。著作権法の本来の目的は、著作権を保護して、文化制作物の発展をはかるということが目的なのであります。一方に公共性もある。だから、そういう著作者を保護しながら、一方に公共的な立場を配慮するということは当然でありますけれども、出版会社の場合には、著作権を長く保護されることは、営利的に好まない一つの性格があるわけであります。ところが、現在、著作者の死後三十年の保護になつておりますけれども、三十年の保護が切れて印税を払う必要がなくとも、価格が下がらないで、それが出版会社だけの利益になります。一方、日本の場合においては、芥川龍之介にしても、あるいはその他の天才的な文芸家にしても、二十代に著作をして若くして死ぬ。従つて、未亡人が五十、六十になつて生きておるまま、保護からはずれてくる場合が非常に多い。生存期間も長くなつておる。五十年にするというふうなことでも、緊急に現実問題として必要な場合がたくさん出ておるわけです。そういうふうな一番利益を主張するという立場、著作権者を守るという立場が、こ

いろいろ著作権制度審議会のメンバー構成の中に正當に意見が反映するといふうな構成でないと、私はこういう審議会制度を作つても逆になるのではないかと心配するので、構成をするにあたっては、著作者の代表者が参加をするように十分配慮して、その人たちの意見が反映するような構成を特にしてもらいたい。こういう要望を申し上げたわけあります。その点について、大臣から責任のあるお答えをいただきたいと思います。

御意向のある点もしんしゃくしまつて、万全を期したいと思います。
○山中(吉)委員 第二点をお聞きしたいのですが、文部省では、数年前からこの著作権に関する資料は世界的に集めて準備をされておる、審議に際して必要な資料はほとんど準備しておるといふことは、局長もお答えしておられる。従つて、この審議会は、いつまでも調査で足踏みをするというよりはなことのないようすみやかに結論を出して、世界水準についていくよろしく合理的な法案といいますか、結論を出すことを要望したいのであります。しかし、その点についても、この審議会ではなくて、いろいろの準備もほんどできて、利害関係の意見の調整といふものがお子らくあるのだろうと思ひますが、すみやかに結論を出すということについての大臣の御意見を承りたい。

文部省は、立場から申し上げまして、も、極力結論を出していただきのを推進するということこそ考えるべきで、引き延ばし的な要素は何らないわけと心得ますから、なるべくすみやかに結論を出していただこうに、私どもの側からも審議会にお願いもし、措置もしたいと思っております。

○山中(吾)委員 大臣、おられなかつたので、復習いたしますが、局長との話し合いの中にも、純粹の著作権保護に関する法案と、隣接権に関する法案との二本立てでやりたいというような意見も今開陳されました。一つの法案にしますと、これは非常にまた複雑な問題が出ますが、二つの法案ということに審議会の中で方針がきまつてくれば、あるいは純粹の著作権法案も先に出せるのではないか、そういうことでも考えて、すみやかに直接の著作権の保護についての法案が先にできれば、同時に出すということになつて、二、三年もおくれるというようなことで、また一方で氣の毒な人も出るので、そういうことは大いに配慮して御検討を願つておきたいと思います。これは御答弁はなくともけつこうです。それから最後に、著作権の保護期間の問題なんですが、年々保護期間が切れる人が、未亡人、それから子供たちがある。それで切れたあと、出版会社では、それなら印税を払わぬ分だけ定額を下げるかといふと、下げないで販売をしておるわけですから、著作をした人の家族の保護をなくして、同時に書物の価格も下がらないで販売されていると、いう現実からいって、救済的に、この審議会の結論が出るまででも、措置ができるとしてやるべきではないか、そ

うして国際水準からいつても、それが常識であるのだから、何らかの方法で名案が出れば、一方に部分的にも審議会の審議と矛盾のないことを配慮しながら、そういうあたり方たついても彈力性のあるお考えを持つてもらいたい。こういうふうに私は思うので、御要望申し上げておきたいと思います。

○中島委員長 受田新吉君。

○受田委員 この法案と直接関係のある問題についてお尋ねしたいと思います。

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけでございます。国立科学博物館とか国立近代美術館とか、こうした文化的な施設に力点を置かれることはまことにけつこうであり、また、そういうものの費用を増大させる措置をとることも、われわれとしては大いに共鳴するところなのですけれども、この国立近代美術館の中に、国際的な国際的美術品といらものはどういう努力をして收集しておられるか。これはきょう直接担当の人がおられると思いますので、国際的な美術の収集にどのような努力をされておるかをちょっとお伺いしたい。

○齋藤(正)政府委員 外国 の美術品につきましては、主として同じように戻立てでございます国立西洋美術館の方の任務としておりまして、国立西洋美術館につきましては、本年度資料購入費として新しく一千万円の予算の増額を行ないました。

○受田委員 その収集にあたって、外國との折衝その他運搬費、こういったものがそれぞれ一千万円の中に計上され

○齋藤(正)政府委員 外国の資料の買
い上げではなくて、交換につきまして
は、隨時、たとえば西洋美術館長が外国
へ出張いたします。そして、いろいろ
な審査員その他審査委員長になつたこ
ともございますが、そういう関係で出
張いたしまして、外国の美術館長と折
衝して、それぞれ受け持つ費用等をき
めまして、数回にわたつて国際的な展
覧会を開催いたしております。

○受田委員 私は、この機会に特に文
部省の態度をはつきりさせておいても
らいたいのですが、外國では、美術と
か科学とか、國立のそらした文化的機
関の設備費などに非常に思い切つた予
算を組んで、その施設を強化している
わけです。日本は精神的な効果とし
て、そらした精神面の点についてはや
や強調するにやぶさかではないけれど
も、科学性を追求するというよろな
形、あるいは美術の真髓に触れるよう
な問題については、私何回も外國を歩
いた印象からは、文部行政の上で冷淡
な印象が受け取れるわけです。ですから
ら、文化財の保護、特にイタリアのご
とく、すべてが破壊された中で文化だ
けを守り抜いたという、そういう国策
を十分考えて、また、こうした美術館
の拡充強化ということに努力されて、
日本の重要文化財が外國へ流れ出るよ
うなことも十分防いで、それを処罰す
るために、法規的にもつと厳罰に処す
るような規定を設けて、日本の美術を
生かし、あるいは科学を栄えさせるよ
うな努力をされて、日本の持つよさ
と、また外國のそらした同じ立場にお
ける比較から、国民を啓蒙する意味の
努力をされる必要があると思います。
そうした重要な文化財、美術品といふも

のを外国からこちらへ入れるということではなく、日本にあるそういう大事なものと交換は別として、十分これを保護育成するという努力をもつと積極的にされる必要はないか。最近、重要文化財その他美術品等がいつの間にか外国に流れ出でるような傾向を見るが、これはあなたの方がよく御存じだと思いますので、お答えを願つて、私の質問を終わることにいたします。

○齋藤(正)政府委員 文化財につきましては、重要な文化財、美術品の買い上げのための予算も組んでおりますが、私どもは今お話しの点については十分留意いたしまして、今後も予算の拡充あるいは施設の拡充に努力したいと思います。

○中島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○中島委員長 これより討論に入るのあります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中島委員長 起立總員。よつて、本案は可決いたしました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。本日はこの程度にとどめ、次回は、明九日午前十時理事会、十時半委員会

午後零時二十五分散会
を開会することとし、これにて散会いたします。

〔参照〕
自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)に関する報告書
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局